

猟銃等講習会のお知らせ

茨城県公安委員会

1 開催日程（令和5年4月～令和5年9月開催予定）

初心者講習会

回	月日(曜日)	時間	定員	実施場所
1	4月22日(土)	終日	25名	狩猟者研修センター
2	5月27日(土)	終日	20名	新治地区公民館(研修室2・3)
3	6月29日(木)	終日	25名	狩猟者研修センター
4	7月15日(土)	終日	25名	狩猟者研修センター
5	8月26日(土)	終日	20名	県西生涯学習センター(小講座室2)
6	9月28日(木)	終日	25名	狩猟者研修センター

経験者講習会

回	月日(曜日)	時間	定員	実施場所	回	月日(曜日)	時間	定員	実施場所
1	4月13日(木)	午前	30名	狩猟者研修センター	14	7月4日(火)	午前	15名	友部射撃場
2	4月13日(木)	午後	30名	狩猟者研修センター	15	7月4日(火)	午後	15名	友部射撃場
3	4月27日(木)	午前	25名	県北生涯学習センター(中講座室3)	16	7月8日(土)	午前	30名	牛久中央生涯学習センター(中講座室)
4	5月8日(月)	午前	15名	筑波射撃場	17	7月20日(木)	午前	25名	県北生涯学習センター(中講座室3)
5	5月8日(月)	午後	15名	筑波射撃場	18	7月29日(土)	午前	30名	鹿行生涯学習センター(講座室2)
6	5月23日(火)	午前	30名	鹿行生涯学習センター(講座室2)	19	8月1日(火)	午前	15名	友部射撃場
7	6月5日(月)	午前	15名	筑波射撃場	20	8月1日(火)	午後	15名	友部射撃場
8	6月5日(月)	午後	15名	筑波射撃場	21	8月7日(月)	午前	15名	筑波射撃場
9	6月13日(火)	午前	15名	友部射撃場	22	8月7日(月)	午後	15名	筑波射撃場
10	6月13日(火)	午後	15名	友部射撃場	23	8月29日(火)	午前	25名	県北生涯学習センター(中講座室3)
11	6月22日(木)	午前	30名	狩猟者研修センター	24	9月5日(火)	午前	15名	友部射撃場
12	6月22日(木)	午後	30名	狩猟者研修センター	25	9月5日(火)	午後	15名	友部射撃場
13	6月27日(火)	午前	24名	新治地区公民館(研修室2・3)	26	9月16日(土)	午前	30名	狩猟者研修センター
					27	9月16日(土)	午後	30名	狩猟者研修センター

2 注意事項

(1) 初心者講習会

受講資格：茨城県内に住所を有する18歳以上の者（国際的な規模で開催される運動競技会における空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として推薦が得られる見込みの場合は18歳未満も可）

手数料：6,900円（茨城県収入証紙）

講習時間：午前9時30分から午後5時00分ころまで（受付は午前9時15分から午前9時30分まで）

(2) 経験者講習会

受講資格：現に猟銃・空気銃の所持許可を受けている者

手数料：3,000円（茨城県収入証紙）

講習時間：午前の部 午前9時30分から午後0時00分まで（受付は午前9時15分から午前9時30分まで）

午後の部 午後1時00分から午後3時30分まで（受付は午後0時45分から午後1時00分まで）

(3) 申込方法等

受講申込：猟銃等講習受講申込書に、写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm横2.4cm）を貼り、受講手数料を添えて、住所地を管轄する警察署生活安全課において開催日の3か月前から10日前までに申込手続きを行って下さい（注：各会場とも定員あり）。

なお、受講申込後の日程変更については、開催日の10日前までに申請を行った窓口に、猟銃等講習受講票を持参の上、申し出があった場合のみ受付します。

携行品等：猟銃等講習受講票、テキスト（申込時に交付します）、筆記用具（考査を実施します）

(4) 実施場所

会場名	所在地	会場名	所在地
茨城県県北生涯学習センター	日立市十王町友部2581番地	新治地区公民館	土浦市藤沢982番地
茨城県鹿行生涯学習センター	行方市宇崎1389番地	茨城県狩猟者研修センター	笠間市石寺680番地
茨城県県西生涯学習センター	筑西市野殿1371番地	筑波射撃場	つくば市大形2049番地
牛久中央生涯学習センター	牛久市柏田町1606番地1	友部射撃場	笠間市平町1416番地1

(5) その他

① 諸般の事情により、開催日時、開催場所及び講習内容等を変更する場合があります。

② 申込受付期間中であっても、会場の受講定員に達した場合は、受付できません。

③ 欠席等の連絡は、申込みをした警察署生活安全課にお願いします。

④ 講習会開始後に来場した場合、受講することはできますが、講習修了証明書の交付はいたしません。

⑤ 詳しくは、警察本部生活安全総務課又は住所地を管轄する警察署生活安全課にお尋ね下さい。